日本技能教習所有限会社
長野労働局長登録教習機関　登録番号第８２号
登録有効期間満了日　２０２９年3月３０日

フォークリフト運転技能講習実施要項

1　趣　旨　　この講習は、労働安全衛生法第６１条１項、同法施行令第２０条第１１号に規定されているフォークリフト運転の技能講習で、講習を修了した者には修了証を交付し、フォークリフト運転業務に従事する資格を付与する。

2　特徴及び作業範囲　　フォークリフトは、フォークリフトトラックとも呼び荷物を積載するフォークとフォークを上昇させるマストを備えた動力付き荷役・運搬用機械です。

フォークリフトは、重量物や多量の荷物を一度に効率よく運搬し、移動させることができます。荷役の効率を上げるために、フォークの代わりにクランプのようなアタッチメントを使うことができます。

3　フォークリフトの種類

機能による分類	動力源による分類
1　カウンターバランスフォークリフト	①　エンジン式
2　リーチフォークリフト	1　ディーゼルエンジン式
3　サイドフォークリフト	2　ガソリンエンジン式
4　オーダピッキングフォークリフト	3　ＬＰＧエンジン式
5　ウォーキーフォークリフト	
6　マルチディレクショナルフォークリフト	②　バッテリー式

4　法令による資格区分

資　格	区　分
技能　講習	最大荷重１トン以上のフォークリフトの運転
特別　教育	最大荷重１トン未満のフォークリフトの運転
（いずれも、道路上を走行させる運転は除く）	

5　主　催　　日本技能教習所有限会社
共　催　　長野県商工会連合会北信支所

6　講習開催日　令和９年２月１６(火) ～　１９日(金)　４日間

学科講習　２月１６日
実技講習　２月１７日～　１９日
初日受付ＡＭ８時から　集まり次第開校

6　講習場所　長野市川中島町御厨字坪の内２２３９－１
日本技能教習所有限会社実技場（南長野運動公園燐）
(TEL　０２６－２１４－２８０６)

7　講習科目

学科　講習

１	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	４時間
２	荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	４時間
３	運転に必要な力学に関する知識	２時間
４	関係法令	１時間

実技講習

１	走行の操作	２０時間
２	荷役の操作	４時間
	計　５日間	３５時間

8　受講料・受講資格等（該当する資格により講習一部免除科目あり）

コース別	第１コース	第２コース	第３コース
受講資格等	学科免除の無い者(自動車免許の無い者)	大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許・普通自動車免許又は、大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転する事を免許の条件とする者に限る）を有する者	１　大型特殊自動車免許（カタピラ限定を除く）所持者 ２　特別教育修了者で大型特殊自動車免許（カタピラ限定に限る)・または大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許・普通自動車免許を有しかつ、３ケ月以上フォークリフトの運転業務に従事した経験を有する者
受講日数	５　日	４　日	２　日
受講時間	３５時間	３１時間	１１時間
受講料	３７，０００円	３４，５００円	２０，０００円
教本代	１，５００円	１，５００円	１，５００円

1　第２コースの方は、普通自動車等の免許証と在留カードの写しを添付して下さい

2　第１コースの方は、在留カードの写し等添付して下さい。

9　修了証の交付　　全科目修了した者に対して、修了試験を行い合格した者に修了証を交付します。(即日発行)

１０　申込書締切日　　講習日の　　１０日前まで

１１　申込書及び受講料　　受講申込みは、所定の受講申込書に写真２枚（2.5x3.0）お持ちの自動車免許証と在留カードの写しを添えて締切日までに申込みをして下さい。

１２　当日の携行品　　学科　　筆記用具(鉛筆も持参)
実技　　ヘルメット　運動靴　作業衣等

１３　その他　　ご不明な点等ありましたら下記にお問い合わせください。

日本技能教習所有限会社
長野市川中島町御厨２２３８－１
TEL. 026－214－2806
FAX　026－214－2809